

広情個審第22号
平成27年8月27日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年3月5日付け広障精第10237号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第20号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成26年3月5日付け広障精第10237号の諮問事案（諮問第20号事案）

平成26年1月2日付けの開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月21日付け広障精第10200号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同年2月17日付けの異議申立て

第1 審査会の結論

「2003年から2008年まで〇〇〇〇〇〇での異議申立人（以下「申立人」という。）の記録またはそれに関してふれられているもの全て」、「2008年から2009年まで〇〇〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）の申立人の個人記録それに関する記録の全て」及び「2011、2012年度の本庁精神保健福祉課の申立人に関する記録の全て」の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が下記「本件保有個人情報」を部分開示とした決定（以下「本件部分開示決定」という。）は、妥当です。

[本件保有個人情報]

申立人に係る次の保有個人情報

- ① 平成20年度地域活動支援センターⅢ型事業費補助金交付申請書（〇〇〇〇〇〇分）
- ② 平成20年度地域活動支援センターⅢ型事業実績報告書（〇〇〇〇〇〇分）
- ③ 平成21年度精神障害者社会復帰施設運営費補助金事業実績報告書（〇〇〇〇〇分）
- ④ 平成21年度精神障害者授産施設通所者交通費助成決定通知書（〇〇〇〇〇分）
- ⑤ 精神障害者授産施設通所者交通費助成（変更）申請書（〇〇〇〇〇分）
- ⑥ 収入申告書（平成21年4月1日）（〇〇〇〇〇分）
- ⑦ 収入申告書（平成21年7月1日）（〇〇〇〇〇分）
- ⑧ 精神障害者授産施設通所者交通費助成報告書兼請求書（平成21年4月分から平成22年3月分）（〇〇〇〇〇分）
- ⑨ 平成24年11月15日付けの中国四国厚生局からの情報提供の供覧文書

第2 異議申立ての趣旨

申立人の異議申立ての趣旨は、本件部分開示決定を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求めているものです。

第3 異議申立ての理由

広島市の業務の適正な執行に影響するに名を借りて、申立人に対する広島市による違法な人権侵害や公的に責任のある人物の名前が隠されているおそれがある。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述等での主張を要約すると、次のとおりです。

- 1 本件保有個人情報①から⑧までにおいて不開示としている部分は、他の通所者の氏名、通所日数、生年月日、性別、手帳等級、診断名、年金受給額及び交通費算出方法等並びに施設長の印影である。これらは、申立人以外の個人を識別することができる情報であるため、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第2号本文に該当するとして不開示としたものである。
- 2 本件保有個人情報⑨において不開示としている部分は、国の機関である中国四国厚生局の担当者の職、氏名及び個人メールアドレスである。これらは、申立人の相談内容が中国四国厚生局の本来職務とは直接の関係がないことから、条例第11条第2号ただし書きエに規定される公務員の職務遂行情報に該当せず、申立人以外の個人を識別することができる情報であるため、実施機関が条例第11条第2号本文に該当するとして不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 本件保有個人情報①から⑧までは、施設事業費補助金や通所者の交通費助成に係わって要件確認のため、〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇から広島市に提出された書類であり、その中には通所者名簿、出席日数調書、通所者交通費助成（変更）申請書、収入申告書、作業工賃証明書、公的年金状況調書、委任状、通所者交通費助成報告書兼請求書、通所状況報告書等が含まれていることが認められます。

これらの書類に記載されている他の通所者の氏名、通所日数、生年月日、性別、手

帳等級、診断名、年金受給額及び交通費算出方法等並びに施設長の印影については、申立人が既に知り得ている情報を除き、それぞれ申立人以外の個人を識別することができる情報であるため、実施機関が条例第11条第2号本文に該当するとして不開示としたことは妥当と考えられます。

- 2 また、本件保有個人情報⑨は、申立人が中国四国厚生局に相談した内容に係わって、中国四国厚生局から広島市の担当課に送付したメモ、申立人提出資料及びメール本文であることが認められます。

これらの書類に記載されている中国四国厚生局の担当者の職、氏名及び個人メールアドレスについては、申立人の相談内容が中国四国厚生局の本来職務とは直接の関係がないものと認められることから、条例第11条第2号ただし書きエに規定される公務員の職務遂行情報に該当しないと判断することが相当です。したがって、中国四国厚生局の担当者の職、氏名及び個人メールアドレスについて、申立人以外の個人を識別することができる情報であるため、実施機関が条例第11条第2号本文に該当するとして不開示としたことは妥当と考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 3. 5	広障精第10237号の諮問を受理（諮問第20号で受理）
27. 5. 12 (第1回審査会)	第2部会で審議
27. 6. 10 (第2回審査会)	第2部会で審議
27. 7. 13 (第3回審査会)	第2部会で審議
27. 8. 20 (第4回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大久保 憲 章	広島修道大学法科大学院教授
川 本 季 子	広島消費者協会副会長
小 出 和 昌	広島テレビ放送(株)報道制作局長
横 山 信 二 (部会長)	広島大学大学院社会科学研究科教授